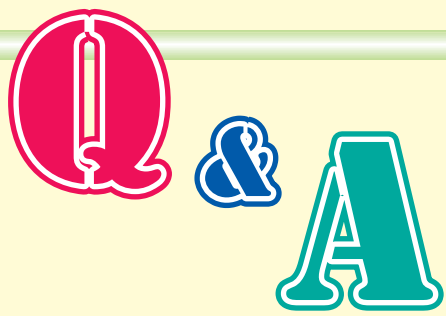


定期的な温泉成分分析の義務付けについての

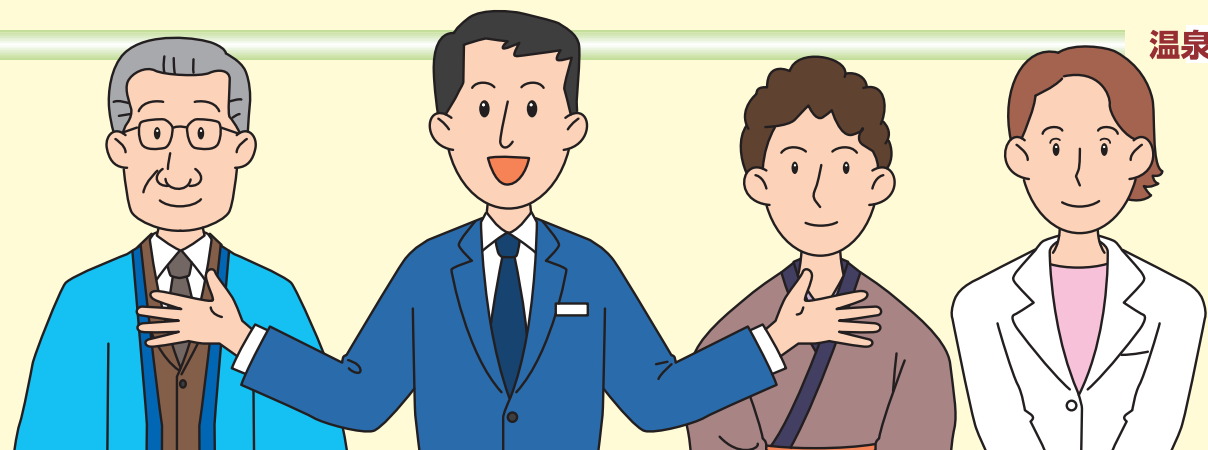


1 温泉成分の分析について

- Q1** どのような分析機関に分析を依頼したら良いのですか？
- A1** 温泉法に基づき各都道府県に登録している「登録分析機関」となります。(P7参照)
- Q2** 温泉成分分析にはどの程度の費用がかかるのですか？
- A2** それぞれの分析機関ごとに異なりますが、約10万円程度と見込まれます。
- Q3** 温泉成分の分析には、どの程度の期間がかかるのですか？
- A3** 分析機関の混雑状況等によっても異なりますが、2週間から1ヶ月程度を要する場合があります。事前に、分析機関へ期間についても相談し、確認してください。
- Q4** 温泉の成分分析は、どの場所で実施すれば良いのですか？
- A4** 温泉成分の掲示は、入浴者の健康保護等を目的として行うものであり、成分分析は温泉の利用施設において行うことを原則とし、源泉における分析は、源泉の成分と利用施設の成分とに差異がない場合に限定して認めています。
- Q5** 地震など地殻変動等の自然現象等が発生し、色やにおいなどに異常が見られ、明らかに温泉の成分に大きな影響が及ぼされていることが予測される場合、再分析を行う必要があるのですか？
- A5** 情報提供の充実の観点から、急激に変化したことが明らかな温泉に対しては、10年の期間内であっても自主的に温泉の成分分析を行うことが望ましいと考えています。

2 成分分析結果について

- Q1** 公共の浴用又は飲用に供する者ではなく、行政機関、源泉所有者及び温泉供給元などが登録分析機関に分析を依頼した分析結果をもって、掲示の変更を行っても良いのですか？
- A1** 成分分析は、公共の浴用等に供する温泉の成分が衛生上有害か否かを確認するとともに、利用者への情報提供の充実を図るため実施するものであり、源泉所有者や温泉供給元などが登録分析機関へ依頼した温泉分析結果に基づいて、当該温泉を公共の浴用等に供する者が施設内に掲示をしても差し支えありません。
- Q2** 自主的に毎年成分分析を実施している場合、その分析結果が出される都度、掲示内容を変更しなければならないのですか？
- A2** 温泉法上は、前回の温泉成分分析を受けた日から政令で定める期間(10年)内の分析結果を掲示していればよいことになっています。ただし、新たな分析結果が得られているのであれば、利用者への情報提供の充実の観点から、直近の分析結果を掲示することが望ましいと考えます。



- Q3** 再分析の結果、成分にほとんど変化が見られない場合でも、掲示の変更は必要なのですか？
- A3** 温泉成分の定期的な分析を義務付けており、成分変化の有無に関係なく、新しい分析結果に基づく成分等(温泉の成分の分析年月日を含む。)の掲示内容の更新が必要となります。
- Q4** 当該施設においては、最新の温泉分析書とともに、歴史ある温泉であることを紹介するため、大昔の温泉分析書を掲示したいのですが、問題はありますか？
- A4** 10年以内の温泉成分分析結果に基づく温泉の成分が明確に掲示されており、利用者が直近の温泉の成分と誤解を招かない工夫がなされている場合には、大昔の温泉分析書を展示しても差し支えありません。
- Q5** 再分析の結果、従来の泉質と異なる泉質に変化した場合には、利用の許可を取り直す必要があるのですか？
- A5** 温泉法上の温泉であることに変わりはないので、利用許可の取り直しは必要ありませんが、禁忌症等の掲示内容を変更しなければならないので、あらかじめ変更内容を都道府県知事へ届け出てください。

参照条文
温泉法の一部を改正する法律(平成19年法律第31号)
附則
(温泉成分分析に関する経過措置)
第2条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の温泉法(以下「旧法」という。)第14条第1項の規定による掲示が、温泉法の一部を改正する法律(平成13年法律第72号)附則第5条の規定の適用を受けて、旧法第14条第2項の登録分析機関の行う同項の温泉成分分析の結果に基づかないでされていた場合であって、当該掲示が、同項の登録分析機関の行う同項の温泉成分分析と同等以上の信頼性を有するものとして環境省令で定める温泉の成分についての分析及び検査の結果に基づいてされていた場合には、当該分析及び検査を同項の登録分析機関の行った同項の温泉成分分析とみなして、この法律による改正後の温泉法(以下「新法」という。)第18条第2項及び第3項の規定を適用する。
2 新法第18条第3項の規定は、この法律の施行の際現に温泉を公共の浴用又は飲用に供している者であって、平成21年12月31日までに同項の規定に基づき同条第2項の温泉成分分析を受けなければならないこととなるものについては、同日までは、適用しない。

温泉法の一部を改正する法律(平成19年法律第31号)
(温泉の成分等の掲示)
第18条 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、施設内の見やすい場所に、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を掲示しなければならない。
1 温泉の成分
2 禁忌症
3 入浴又は飲用上の注意
4 前3号に掲げるもののほか、入浴又は飲用上必要な情報として環境省令で定めるもの
2 前項の規定による掲示は、次条第1項の登録を受けた者(以下「登録分析機関」という。)の行う温泉成分分析(当該掲示のために行う温泉の成分についての分析及び検査をいう。以下同じ。)の結果に基づいてしなければならない。
3 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、政令で定める期間ごとに前項の温泉成分分析を受け、その結果についての通知を受けた日から起算して30日以内に、当該結果に基づき、第1項の規定による掲示の内容を変更しなければならない。
4 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、第1項の規定による掲示をし、又はその内容を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その内容を都道府県知事に届け出なければならない。
5 都道府県知事は、第1項の施設において入浴する者又は同項の温泉を飲料として摂取する者の健康を保護するために必要があると認めるときは、前項の規定による届出に係る掲示の内容を変更すべきことを命ずることができる。

温泉法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第228号)
第1条 温泉法(以下「法」という。)第18条第3項の政令で定める期間は、前回の温泉成分分析を受けた日から10年以内とする。